

平成 2 9 年 4 月 1 7 日

保 護 者 様

伊丹市立西中学校
校長 大西 規之

警報発令による臨時休校措置について

新緑が待ち遠しい季節となりました。保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、みだしのことについて、近年気象状況の急変により、季節に係わらず突然の豪雨による河川の氾濫や落雷等、災害が起こる危険性が高まっております。このことから伊丹市では、昨年度より臨時休校措置となる警報を下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

記

1 午前 7 時現在 伊丹市に

(1) **「暴風」「大雨」「洪水」のいずれかの警報**が発令されている場合は自宅待機させてください。

- ・午前 9 時までに解除された場合は、登校させてください。
- ・午前 9 時までに解除されない場合は、臨時休校とします。

(2) いずれかの特別警報が午前 7 時現在、発令されている場合は、臨時休校とします。

- ・登校後に発令の場合は、学校待機とします。特別警報解除後は、状況に応じた安全措置を講じます。

2 伊丹市に地震が発生した場合

(1) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とします。

(2) 震度 5 弱未満の地震が発生した場合は、原則として、通学路などの安全を十分に確認して、注意しながら登校させてください。

3 その他

(1) 警報解除等によって登校する場合は、安全第一で行動してください。

(2) 生徒が登校したのち警報が発令された場合は、通常の授業を行います但状況によっては、校区・通学路等の安全を確認して、教師による下校指導をして帰宅させます。

(3) 前日より、警報発令が予想されるときは、部活動の早朝練習は中止します。